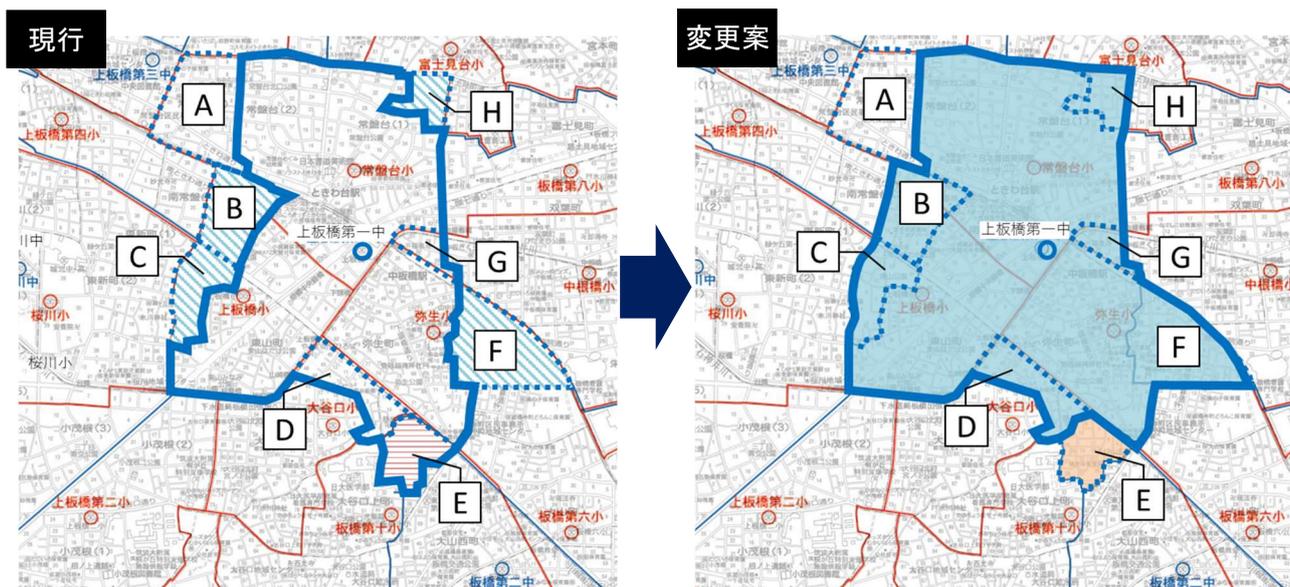


Ⅳ 上板橋第一中学校改築校舎完成後の通学区域案について

1 通学区域案の主なポイント

- ① 改築というタイミングを機に、小中一貫教育推進の視点から、可能な限り学びのエリアの小学校と中学校の通学区域の整合を図りました。(地図上のB・C・E・F・Hエリア)
- ② 変更することにより、通学距離が明らかに遠くなる区域は、変更せずそのままとしました。(地図上のA・D・Gエリア)



箇所	住所	現在の通学区域校	調整案
A	常盤台三丁目1～23番	上板橋三中	そのまま
B	南常盤台二丁目1～4、15～17番 南常盤台二丁目5～14番	上板橋三中	上板橋一中へ変更
C	東新町一丁目50～53番、東新町二丁目1～7番、東山町34、51～52番	桜川中	上板橋一中へ変更
D	大谷口上町12～15番、大谷口北町1～5、9～15、44～48番	上板橋一中	そのまま
E	大谷口上町3～11、16～23、26～28、36番	上板橋一中	板橋二中へ変更
F	仲町4～12、25～46番	板橋三中	上板橋一中へ変更
G	中板橋24、28～31番	上板橋一中	そのまま
H	常盤台一丁目33～37番	志村一中	上板橋一中へ変更

学びのエリアとは

小中学校・幼稚園の連携を密にするため、区立小学校・幼稚園を22の区立中学校単位に分けたグループのこと。学びのエリアでは、各エリアの特色を踏まえて、9年間の「めざす子ども像」と基本方針を定め、9年間の系統性、連続性に配慮した教育課程を編成している。また、小中学校・幼稚園の教員間の合同研修や交流授業、幼児・児童・生徒の交流を行っている。

2 通学区域変更の今後の流れ

この変更案を、関係する小中学校や町会をはじめとする地域へ説明・意見交換の上、検討結果を確定していきます。

新しい学校づくり課では、令和5年7月～12月に関係する小学校6校・中学校5校のコミュニティ・スクール委員会及び地域5支部の町会長会議等にて通学区域変更案の説明と意見交換を行いました。いずれの会議でも変更案に対して、概ね了承をいただいております。

最終的に令和6年度には通学区域を確定し、その後、学校や保護者への周知期間を経て、改築校舎完成後の令和9年度予定から通学区域が変更となります。その際、経過措置として変更前の中学校への入学希望が優先される「調整区域」を2年間設定する予定です。

